

## 三重県豚コレラワクチン接種プログラム素案（令和元年10月1日）

ワクチン接種推奨地域に設定された本県は、飼養衛生管理の徹底を図っても豚コレラ感染いのししから豚等への豚コレラの感染防止が困難と認められる下記の地域について、以下の事項を含むワクチン接種プログラムを作成する。

### 1 接種命令の対象区域の範囲及び範囲の考え方

三重県全域

（範囲の考え方）

- ・令和元年9月30日現在、県内で豚コレラ陽性いのししが発見された市町は岐阜県境に接したいなべ市、桑名市のみであるが、三重県の地形上、大きく分断された地域がないことから、野生いのししが県全域に拡散することが懸念される。このことから、三重県全域を接種命令対象区域と考えることが妥当である。

### 2 接種開始及び初回接種終了予定時期

令和元年10月中旬～10月下旬頃（15日間程度）

### 3 接種対象頭数及び必要となるワクチンの数量の見込み（初回接種時）

接種対象頭数：98,000頭

必要となるワクチンの数量の見込み：98,000ドース、4,900箱（20頭/箱）

### 4 対象区域内における農場の接種の進め方（家畜防疫員の確保を含む。）

- ・家畜防疫員（獣医師）による接種、並びに農林水産部を中心とした県職員等による接種補助。
- ・野生いのししからの感染の危険性が高い北勢地域の農場から順次、接種を行う。
- ・初回の接種以降、月1回を目途に新たに生まれた離乳豚（概ね30～60日齢）へ接種を行う。

### 5 法第7条に基づく標識の方法

原則、ワクチン接種後に、養豚農家が行うものとする。

### 6 接種農場の出荷先となると畜場

四日市市食肉センター（三重県）、三重県松阪食肉流通センター（三重県）

なお、ワクチン接種後も県内の養豚農場が出荷を予定している以下の県外のと畜場においては、本県からと畜場の所在する府県において交差汚染防止対策が講じられていることの確認を行っていただくよう要請を行い、交差汚染防止対策が講じられていることが確認された場合は、出荷が認められることとなる。(今後の調整事項)

- ・名古屋市南部と畜場(愛知県)
- ・大阪市食肉処理場(大阪府)
- ・西宮市食肉センター(兵庫県)
- ・奈良県食肉センター(奈良県)
- ・京都市と畜場(京都府)

## 7 ワクチン接種に係る正確な情報提供に関する事項

### (1) 飼養頭数等の事前届出

接種農場は、接種に先立ち、飼養頭数、年間出荷計画等の事項について、家畜保健衛生所に届出を行う。また、届出内容に変更が生じた場合は、その都度家畜保健衛生所に届出を行う。

### (2) ワクチン接種時の留意点

家畜防疫員は、短時間に迅速かつ確実に接種し、接種した豚等にスプレー等でマーキングして接種漏れがないよう注意する。農場から他の農場やと畜場に移動する場合には、法第7条に基づき確実に標識を付す。

### (3) 豚等の管理

接種農場は、(1)の届出に従いワクチン接種豚台帳を作成し、接種対象豚等の全てについて、生産日、生産農場、導入日、出荷日、出荷先及び豚コレラワクチンの接種歴を記録する。

## 8 接種地域における遵守事項等の実施を担保する体制

接種農場を管轄する家畜保健衛生所、農林水産事務所による必要な書類の確認、並びに家畜保健衛生所による必要な検査を実施する。

## 9 その他ワクチン接種に当たり講じる措置の内容

### (1) 移動の管理

接種農場は、当該農場からの豚等の移動等による豚コレラウイルスの拡散のおそれが否定できないことから、次に掲げるものの移動の管理を、(2)に定めるところにより実施する。

- ① 生きた豚等
- ② 当該農場で採取された精液及び受精卵

- ③ 豚等の死体
- ④ 豚等の排泄物
- ⑤ 敷料
- ⑥ 飼料、家畜飼養器具等

## (2) 移動の管理の方法

- ① 生きた豚等(と畜場出荷を除く。)、精液、受精卵、豚等の死体、豚等の排泄物等、敷料については、原則として、接種地域内の農場等への移動・流通に限る。
- ② 焼却、埋却、化製処置、堆肥化処理又は消毒を目的とした、豚等の死体、豚等の排せつ物、敷料、飼料、家畜飼養器具等の接種地域外の焼却施設その他の必要な施設への移動は、以下の要件を満たす場合に限る。
  - ア 飼養されている豚等に臨床的に異状がないこと
  - イ 接種地域外の焼却施設その他移動先の施設において、豚コレラウイルスを拡散させない措置が講じられていることが、当該施設が所在する都道府県により確認されていること
  - ウ 当該移動に当たって、車両消毒、移動対象物からの周辺環境等への汚染の防止等豚コレラウイルスを拡散させない措置が講じられていることが、接種農場が所在する都道府県により確認されていること
- ③ 生きた豚のと畜場への出荷は、原則として、接種地域内のと畜場への移動に限定する。
- ④ 生きた豚等の接種地域以外のと畜場への出荷は、出荷先のと畜場の所在する都道府県が交差汚染防止対策の実施を確認した場合に限定する。この場合において、三重県は、当該と畜場が所在する都道府県に対して交差汚染防止の実施の確認を要請する。

**第1章 計画策定の考え方**

1 策定の趣旨

人口減少や高齢化の進展等への対応として、①スマート農業の導入、②農業・農村を支える多様な人材の活用、③国内外における新たな需要の獲得などを進め、本県の農業・農村が発展するよう、「持続的なもうかる農業」の実現をめざす計画であり、特に、農業経営体の中でも、**相対的に所得が低い水田農業など土地利用型の経営体の持続的な経営発展に注力**して取り組んでいく計画

2 計画の性格

「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例」に基づく施策の基本となる計画であり、農業者、関係機関をはじめ、消費者の参加を得るなかで、三重県の「食」と「農」の活性化を進める指針となるもの

3 計画の期間

令和2年度(2020年度)から10年後を見通す。

**第2章 三重県の農業及び農村をめぐる情勢**

2 三重県の農業及び農村の現状と課題

- (1)耕地
  - ・直近10年間で耕地面積の約4.7%の約2,900haが減少
- (2)農業者
  - ・農業就業人口は、平成27年までの直近10年間で約40%減少
  - ・平成30年の**認定農業者の農業所得は平均770万円、ただし2/3が500万円未満**
- (3)農業生産
  - ・農業産出額は平成29年には1,122億円と近年では安定、ただし、平成2年との比較では、米での減少などで28.8%の減額
- (4)農村社会
  - ・高齢化、人口減少により多面的機能の発揮に懸念
  - ・野生鳥獣による農作物被害は、依然として深刻な状況

- 1 食と農業及び農村を取り巻く環境の変化
  - ・人口減少への対応など地方創生の取組の本格化
  - ・TPP11、日EU-EPAの発効等、**グローバル化**の進展
  - ・豚コレラなど家畜防疫リスクへの対応強化
  - ・Society5.0や、SDGs等、新たな社会創生の潮流
  - ・国内食市場は縮小、**海外需要は拡大**する傾向
  - ・消費者ニーズの多様化(モノからコトの消費へ)
  - ・田園回帰の広がり、**訪日外国人旅行者の増加**
  - ・農業における女性や**障がい者の活躍の拡大**
  - ・自然災害の激化による**防災・減災対策**の高まり
  - ・国の「農林水産業・地域の活力プラン」の進展
  - ・伊勢志摩サミットの成果を東京2020大会等で発揮

**第3章 農業及び農村の活性化に向けた基本的な考え方**

1 農業及び農村の果たす役割

- (1)食料の持続的な供給
- (2)多面的機能の発揮
- (3)地域経済と就業の場を担う産業

2 めざすべき将来の姿

- (1)安全・安心な農産物が安定的に供給されている姿
- (2)農業の未来を切り拓いていく雇用力のある農業経営体が育成されている姿
- (3)農村における雇用の確保と所得の向上、多面的機能の発揮が図られている姿
- (4)食の関連事業者と連携した新たな価値やマーケットが創出されている姿

3 基本計画の見直しにあたっての基本視点

- 農業・農村を活性化していく視点に加え、次の3点を見直しの視点とする。
- (1)IoTやAI、ロボット等、革新的技術がもたらす新たな展開(**Society5.0への対応**)
  - (2)持続可能性の高い「食」・「仕事」・「生産環境」などの実現(**SDGsへの対応**)
  - (3)「協創」による自立的かつ持続的な農村地域の活性化(**地方創生への対応**)

**第4章 農業及び農村の活性化に向けた施策の展開**

農業及び農村の果たす役割を踏まえ、4つの基本施策と目標を定める。

**(1)基本施策Ⅰ:安全・安心な農産物の安定的な供給**

安全・安心な食料を県民等に安定的に供給するため、多彩な農畜産物の生産・流通体制の強化に取り組む。

基本目標	農業産出等額	【現行と同様】
	施策展開	取組目標
1 <b>新たなマーケット等に対応した水田農業の推進</b>		1 米、麦、大豆の自給率(カロリーベース)
2 <b>消費者ニーズに応える園芸等産地形成の促進</b>		2 産地改革に取り組む園芸等産地増加数
3 <b>畜産業の持続的な発展</b>		3 高収益型畜産連携体数
4 <b>農産物の生産・流通における安全・安心の確保</b>		4 みえの安全・安心生産方式の普及率

**(2)基本施策Ⅱ:農業の持続的な発展を支える農業構造の確立**

本県農業が持続的に発展するよう、意欲と経営感覚にあふれる多様な農業経営体の確保・育成に取り組む。

基本目標	認定農業者のうち、他産業従事者と同程度の所得を確保している者の割合	
	【現行:農畜産経営体の法人数】	
	施策展開	取組目標
1 地域の特性を生かした農業の活性化		1 地域活性化プラン策定数
2 <b>農業経営体の持続的な経営発展【変更】</b>		2 <b>担い手への農地の集積率【変更】</b>
3 <b>農業を支える多様な担い手の確保・育成【変更】</b>		3 新規就農者数
4 <b>農福連携の推進【新規】</b>		4 <b>農業と福祉との連携による新たな就労人数【新規】</b>
5 農業生産基盤の整備・保全		5 基盤整備を契機とした農地の担い手への集積率
6 農畜産技術の研究開発と移転		6 農畜産技術の開発成果が活用された商品等の数

**(3)基本施策Ⅲ:地域の特性を生かした農村の振興と多面的機能の維持・発揮**

地域資源を生かした農村での価値創出や災害に強い安全・安心な農村づくり、多面的機能の維持・発揮に取り組む。

基本目標	農山漁村の交流人口【現行と同様】	
	施策展開	取組目標
1 地域資源を生かした農村の活性化		1 <b>農山漁村の活性化に取り組む新規団体数</b>
2 多面的機能の発揮		2 多面的機能の維持・発揮のための地域活動を行う集落率
3 災害に強い安全・安心な農村づくり		3 ため池や排水機場等の整備により被害が未然に防止される面積
4 中山間地域農業の振興		4 <b>中山間地域の農業者等により新たに販売・提供された商品・サービスの件数【変更】</b>
5 獣害につよい農村づくり		5 野生鳥獣による農業被害金額

**(4)基本施策Ⅳ:農業及び農村を起点とした新たな価値の創出**

県民の食に対する多様な期待に応えるため、農を起点とした新たな価値の創出と県産農産物の魅力発信に取り組む。

基本目標	「みえフードイノベーション」や新たなブランド認定から生み出される県内事業者の商品等売上額	
	【現行:魅力ある県産農林水産物等が販売されていると感じる県民の割合】	
	施策展開	取組目標
1 <b>新価値創出と戦略的プロモーションの展開【新規】</b>		1 <b>県産農林水産物を生かした新たな価値創出や魅力発信に取り組む連携企業数【新規】</b>
2 <b>県産農産物のブランド力向上【新規】</b>		2 <b>魅力ある県産農林水産物等が販売されていると感じる県民の割合【変更】</b>
3 <b>農業の国際認証取得の促進と活用【新規】</b>		3 <b>農業の国際認証等を活用した取引件数【新規】</b>

**第5章 推進体制の整備**

- ◇ 県、市町、農業者、関係団体等の担う役割を明確にし、適切な役割分担のもと、連携・協創を基本姿勢として計画の推進に取り組む。
- ◇ 「スマート農業」、「多様な担い手の確保・育成」、「国際認証を生かした販売促進」の3本は、**施策横断的に進めるプロジェクト**として、また、「豚コレラ防疫対策」は**危機管理体制**として、重点推進する。

**基本施策Ⅰ 安全・安心な農産物の安定的な供給**

めざす方向

- ・新たなマーケットの創出やスマート農業技術の導入など、「持続的なもうかる農業」の実現に向けた戦略的な取組を促進
- ・農薬等の生産資材の使用や米穀等の食品表示について、行政による適切な指導・監督を図るとともに、生産・加工・流通に携わる関係者による自主衛生管理の定着を促進
- ・家畜伝染病の発生防止等対策の徹底などを通じ、消費者の「食」に対する安心感、信頼感を醸成

基本事業名	主な施策展開の内容
1 新たなマーケット等に対応した水田農業の推進	・「結びの神」や「伊賀米」などブランド米の振興や業務用途向け多収性品種の生産など、事業者等と連携した県産米のシェア拡大を推進 ・小麦や大豆、飼料用米等の生産拡大、新たな作目の導入などを促進 ・稲・麦・大豆の種子が継続的に供給できる体制構築を推進 ・生産効率や品質等の向上に向けて、ICT等を活用したスマート農業技術の導入を促進
2 消費者ニーズに応える園芸等産地形成の促進	・スマート農業技術の導入、野菜の水田を活用した生産拡大や加工業務用需要への対応、輸出に対応できる果樹・茶の産地づくり、特色ある花き・花木等の新品種導入などを推進 ・とこわか国体、とこわか大会等のイベントを契機とした県産園芸産品の魅力発信
3 畜産の持続的な発展	・TPP11や日EU・EPAへの対応やスマート技術の導入、高収益型畜産連携体づくりを推進 ・自給飼料の生産拡大や肥育素牛の県内生産体制の構築を推進 ・県産畜産物のブランド力向上と国内外の販路拡大を促進 ・家畜伝染病に係る防疫衛生体制を強化、特に、豚コレラについては防疫対策を徹底
4 農産物の生産・流通における安全・安心の確保	・IPM(総合的病害虫管理)や有機農業など環境に配慮した生産方式の導入を促進 ・農薬等生産資材の適正な流通・使用や食品表示などの監視・指導を推進 ・食の安全性に関する情報提供を充実、消費者と生産者等との相互理解を促進 ・卸売市場の品質管理の高度化、市場の活性化、市場運営の安定化を推進

**基本施策Ⅱ 農業の持続的な発展を支える農業構造の確立**

めざす方向

- ・力強い農業経営の実現に向け、農地集積等による経営規模の拡大経営の法人化・多角化や雇用力強化など、創造的農業経営をめざす農業経営体の育成を推進
- ・次世代農業の主軸となる担い手の確保・育成を進めるとともに、企業などの新たな担い手の参入促進や多様な人材が農業で活躍できる環境の整備を推進
- ・農業の持続的な発展に向け、優良農地の確保や農業の生産基盤の整備を推進

基本事業名	主な施策展開の内容
1 地域の特性を生かした農業の活性化	・集落や産地などにおける「地域活性化プラン」の策定・実践を促進
2 農業経営体の持続的な発展	・農地中間管理事業等の活用による農地の集積・集約化や集落営農を推進 ・農業経営体への専門家派遣など、経営課題に応じた支援を充実 ・企業の農業参入や農協出資型法人による農業経営を促進
3 農業を支える多様な担い手の確保・育成	・新規就農者について、就農希望から定着までの各段階に応じたきめ細かな支援 ・農業法人等の起業家など農業ビジネス人材を養成する仕組みを実行 ・農業経営体や産地で、農繁期の労働力となる若者や女性など人材確保の取組を促進
4 農福連携の推進	・農業と福祉をつなぐ人材として、農業版ジョブコーチ・施設外就労コーディネーターを育成 ・農業経営を行う福祉事業所の経営の高度化やノウハウ商品の販売を促進 ・生きづらさや働きづらさを感じている人びとの農業を通じた社会復帰を促進
5 農業生産基盤の整備・保全	・「三重県農業農村整備計画」に基づき、ほ場の大区画化、農業用水路のパイプライン化、環境との調和に配慮した農業生産基盤の整備、農業用施設を適切に維持・更新 ・耕作放棄地の発生抑制や再生、農業振興地域制度や農地転用許可制度の適切な運用を通じ、優良農地を確保
6 農畜産技術の研究開発と移転	・実需者のニーズ等に対応した新品種の開発、ICTやロボット技術を活用した、高品質安定・省力化生産技術、機能性農産物の安定生産技術などの開発を推進 ・開発した技術等を農業者等に円滑に移転

**基本施策Ⅲ 地域の特性を生かした農村の振興と多面的機能の維持発揮**

めざす方向

- ・豊かな自然や美しい景観、食文化など地域資源を生かしたさまざまな地域活動を促進
- ・農業・農村が有する多面的機能の維持・発揮のための取組を促進
- ・農業用ため池や排水機場等の老朽化・耐震対策により、地域防災力の強化や生活環境の整備を推進
- ・獣害につよい農村づくりに向け、「体制づくり」、「被害防止」、「生息数管理」、「獣肉等の利活用」の総合的な取組を促進

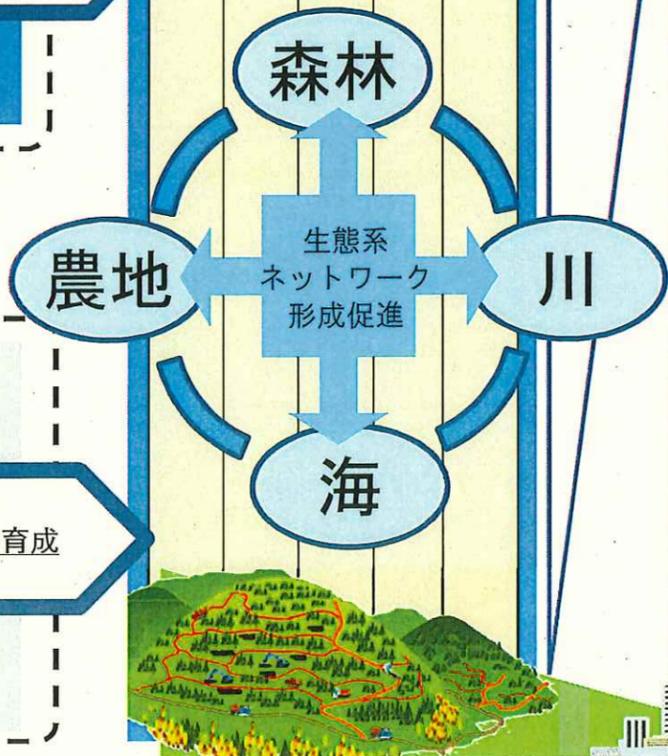
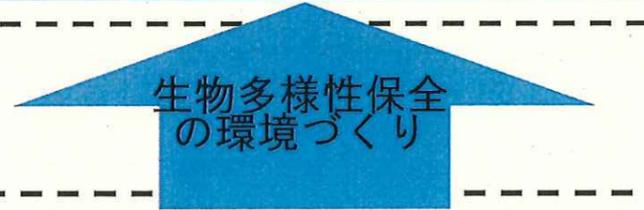
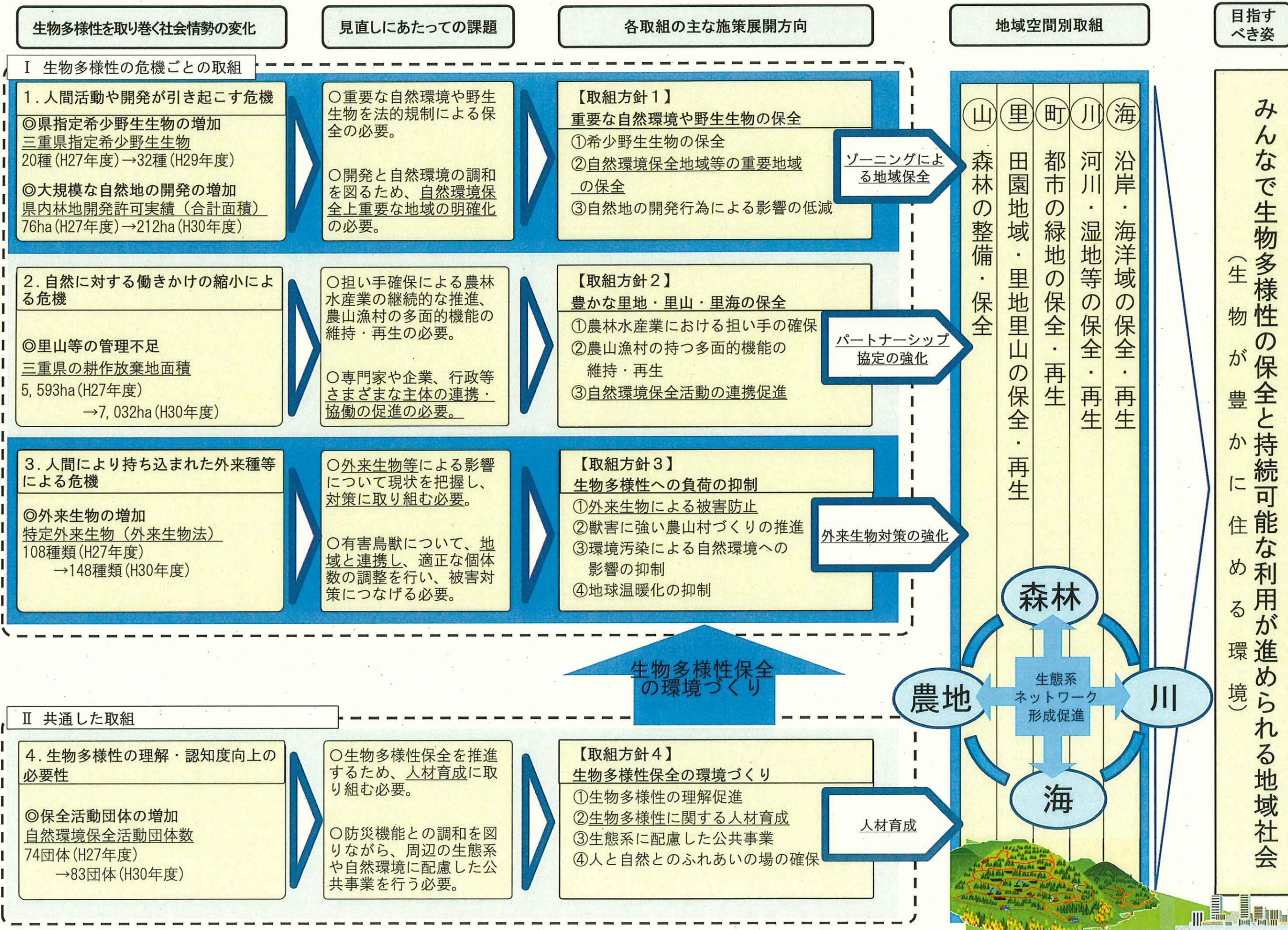
基本事業名	主な施策展開の内容
1 地域資源を生かした農村の活性化	・豊かな自然、食、文化などの地域資源を「体験」等で提供する価値創出の取組を促進 ・若者の田園回帰志向に対応した農業就労体験プログラムなどを実施 ・地域の小規模な経営農家や土地持ち非農家なども参加した、農業・農村の有する多面的機能を支える共同活動を促進
2 多面的機能の維持・発揮	・地域内外からの多様な人材の参画や地域資源を活用した収益活動など、地域活動の持続性の向上につながる取組を促進
3 災害に強い安全・安心な農村づくり	・南海トラフ地震や激化する自然災害に備え、農業用ため池や排水機場、用排水路等の老朽化・耐震対策に加え、監視、管理体制の強化などのソフト対策を計画的に推進 ・生活の利便性向上や災害の発生に備え、農道や集落道の計画的な整備を推進
4 中山間地域農業の振興	・集落の農業者などが主体となった地域資源を生かした商品の開発や販売の促進 ・中山間地域等の農業における生産条件の不利益を補正する制度の活用 ・担い手の確保に向け、農地集積と一体的に進める基盤整備を推進 ・多面的機能の維持活動とあわせ、持続的な営農体制の構築に向けた取組を促進
5 獣害につよい農村づくり	・獣害対策に取り組む集落づくりに向け、「人材育成」と「体制づくり」、集落での「被害防止」の取組を促進 ・「みえジビエ」のさらなる安全性や品質の確保、関係機関との連携による安定供給体制の強化、新商品の開発や販路拡大などの取組を促進

**基本施策Ⅳ 農業及び農村を起点とした新たな価値の創出**

めざす方向

- ・産学官の連携やAI等の先進技術を取り入れた新たなビジネス、商品の創出を促進
- ・地域の特徴を生かした競争力のある農産物の生産につなげるため、戦略的なプロモーションを推進
- ・県産農産物に対する消費者の支持拡大に向け、企業等と連携しながら、新たな価値や魅力を的確に消費者の皆さんに伝えていく取組を実施

基本事業名	主な施策展開の内容
1 新価値創出と戦略的プロモーションの展開	・「みえフードイノベーション」の形成等を通じた、農産物の高付加価値化や販路開拓に挑戦する意欲的な事業者の取組を促進 ・AIやIoTなどの先進技術を活用し消費者ニーズ等を収集・分析する取組を通じて、新しい商品やサービスの開発につなげるプロジェクトを促進 ・東京2020大会を契機に培った企業等との連携を強化しながら、県産農産物のプロモーションを戦略的に展開
2 県産農産物のブランド力向上の推進	・地産地消・食育の推進により、県内さまざまな場面で県産農産物の魅力発信や地域内における安定供給を推進 ・県産農産物が有する本質的な価値に触れる機会を提供し、県民や国内外から来県する人の県産農産物に対する支持を拡大 ・県産農産物のブランド化や6次産業化に意欲的な人材の育成を通じて、新たなブランド力の向上につながる取組を促進
3 農業の国際認証取得の促進と活用	・国際水準のGAP認証など、農業経営体の国際認証取得に向けた取組を促進 ・国際認証を取得した農産物の供給体制や生産者と事業者とのマッチングの促進等を図り、国内外における販路開拓・拡大を推進



① 第2期みえ生物多様性推進プランの評価検証及び今後の取組

・生物多様性の保全は、SDGs（持続可能な開発目標）において、幸せな社会を築くための土台として位置付けられるなど、国際的にもその重要性が高まっている。

・県では、第2期みえ生物多様性推進プランの重点方針（「みんなで学びあおう」、「うまく利用しよう」、「守り、創りだそう」）に基づき生物多様性の保全に取り組んだ結果、平成27年度と比較すると、自然環境の保全に取り組む活動団体は7団体増加し84団体となり、また、希少種等の保全活動を実施した数は11活動増加し20活動となり一定の成果が得られた。

・しかし、近年、大規模な自然地の開発が増加するなど、生物多様性に迫る危機（①人間活動や開発が引き起こす危機、②里山などの自然に対する働きかけの縮小による危機、③人間により持ち込まれた外来種等による危機）は、現在も進行しており、野生生物の置かれている状況は依然として厳しい状況にある。

・このことから、引き続き、生物多様性の危機毎の取組を進めるとともに、SDGs達成に向けた取組が推進されるよう生物多様性の重要性に関する理解・認知度向上のため、その普及啓発に取り組む必要がある。

・また、開発と自然環境の調和を図るため、自然環境保全上重要な地域について明確化し広く県民に周知するとともに、県民の生物多様性に対する意識を高め、生物が豊かに住める取組を円滑に推進するため、森林、河川、海洋等の区域毎の取組を整理する必要がある。

② 策定のポイント

- ① SDGs（持続可能な開発目標）等の生物多様性を取り巻く社会状況の変化を踏まえ、生物多様性に迫る危機を整理し、取組方針を具体的に設定
- ② 開発と自然環境の調和を図るため、自然環境保全上重要な地域について明確化
- ③ 県民の生物多様性に対する意識を高め、生物が豊かに住める取組を円滑に推進するため、「森林の整備・保全」や「河川・湿地等の保全・再生」など地域空間別の取組を明記

③ 第3期みえ生物多様性推進プランの骨子

基本理念	目指すべき姿	取組方針	施策	
三重の風土によって豊かな私たちが、生物多様性を大切にしている	みんなで生物多様性の保全と持続可能な利用が進められる地域社会	<b>(Ⅰ 生物多様性の危機毎の取組)</b>		
		引き起こす危機 ① 人間活動や開発が	1. 重要な自然環境や野生生物の保全 重要な自然環境や野生生物について、法的規制により、その生息地等の適切な保全を進めます。また、特に保護の必要な希少野生生物について、法令に基づき適正な保全を進めます。	① 希少野生生物の保全 野生生物の保護啓発 など ② 自然環境保全地域等の重要地域の保全 ゾーニングによる地域保全 など ③ 自然地の開発行為による影響の低減 自然地の開発を対象とした指導 など
		自然に対する働きかけ ② 縮小による危機	2. 豊かな里地・里山・里海の保全 里地・里山・里海の継続的な利用や恵みを取り戻すため、担い手を確保することによる農林水産業の継続的な推進や農山漁村の多面的機能の維持・再生を行うとともに、環境保全活動のネットワーク化を図るなど、専門家や企業、行政等さまざまな主体の連携・協働を促進します。	① 農林水産業における担い手の確保 中山間地域等の農業生産活動の継続推進 など ② 農山漁村の持つ多面的機能の維持・再生 農業及び農村の多面的機能の発揮 など ③ 自然環境保全活動の連携促進 NPO・市民活動の推進 など
		人間により持ち込まれた外来種等による危機 ③	3. 生物多様性への負荷の抑制 外来生物の侵入や化学物質による汚染が生物多様性に与えている影響を減らすため、その状況を把握し、対策に取り組めます。また、生息数が増えすぎた鳥獣について、地域の関係者との連携のもとで、適正な個体数の調整を行い、被害対策につなげます。	① 外来生物による被害防止 外来生物の普及啓発、駆除活動 など ② 獣害に強い農山村づくりの推進 新しい捕獲技術の開発と普及 など ③ 環境汚染による自然環境への影響の抑制 低農薬農業の推進 など ④ 地球温暖化の抑制 森林整備によるCO2吸収源強化 など
		<b>(Ⅱ 生物多様性に関する理解・認知度向上の取組)</b>		
		4. 生物多様性保全の基盤整備 生物多様性保全を推進するため、その理解の向上に取り組めます。また、多様な自然環境を保全するため、防災機能との調和を図るとともに生態系を有機的につなぐことを目指し、周辺の生態系や自然環境に配慮した公共事業を行います。	① 生物多様性の理解促進 観察会・調査体験会の開催 など ② 生物多様性に関する人材育成 多様な主体の森林づくり活動へのサポート など ③ 生態系に配慮した公共事業 生物に配慮した河川の整備・維持管理 など ④ 人と自然とのふれあいの場の確保 川とふれあえる場の維持・形成 など	

④ 地域空間別取組

- ① 森林の整備・保全
- ② 田園地域・里地里山の保全・再生
- ③ 都市の緑地の保全・再生
- ④ 河川・湿地等の保全・再生
- ⑤ 沿岸・海洋域の保全・再生

## 三重県水産業及び漁村の振興に関する条例（仮称）中間案

## 1 総則

## (1) 目的

この条例は、水産業及び漁村の振興に関し、基本理念を定め、並びに県の責務及び水産業者等、県民等の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、水産業及び漁村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって水産業の健全な発展及び豊かで活力のある漁村の構築を図ることを目的とすることとします。

## (2) 定義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- ①水産業 漁業及び水産加工業をいう。
- ②水産業者等 水産業を営む者並びにこれらの者が組織する団体をいう。

## (3) 基本理念

水産業及び漁村の振興は、将来にわたって、水産業が安定的に継続され、県民が豊かな県産水産物のすばらしさを実感していることが重要であることにかんがみ、次に掲げる事項が推進されることを基本とします。

- 一 将来にわたって、漁業が継続的に行われ漁業者が一定以上の所得を確保しているよう、水域環境の保全を図りながら、水産資源の適切な管理に基づく維持及び増大を進めるとともに、競争力のある養殖業が確立されること。
- 二 さまざまな世代の漁業者が生き生きと働き、次の世代に継承できる魅力ある水産業及び漁村が確立しているよう、多様な意欲ある若者が漁業に就業し、漁業技術が伝承され、漁業者自らが高い付加価値を創出する水産業者等の経営力が強化されること。
- 三 災害に強く持続的な生産性が高い水産業と安心して快適な漁村が構築されるよう、災害に強く生産性が高い水産基盤の整備及び活力ある漁村づくりがされること。

## (4) 県の責務

ア 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、

水産業及び漁村の振興に関する施策を策定し、国、市町及び水産業者等と連携を図りながら、その施策を着実に実施する責務を有します。

イ 県は、水産に関する情報の提供等を通じて、水産業及び漁村の振興に関する県民の理解を深めるよう努めます。

#### (5) 水産業者等の役割

水産業者等は、水産業及びこれらに関する活動を行うにあたっては、自らが水産業及び漁村の振興を図る主体であることの認識の下、相互に連携して、基本理念の実現に主体的に取り組むよう努めることとします。

#### (6) 県民等の役割

ア 県民は、水産業及び漁村並びに本県産の水産物に関する理解を深め、水産物に関する消費生活の向上及び水域環境の保全に努めることとします。

イ 県内の水域において遊漁その他の余暇活動を行う者及びこれに関する事業を営む者は、航行等の秩序を守るとともに、漁業制度に関する理解を深め漁業生産活動及び水域環境に影響を与えないよう努めることとします。

#### (7) 財政上の措置

県は、水産業及び漁村の振興に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めることとします。

## 2 基本計画

ア 知事は、水産業及び漁村の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めます。

イ 基本計画は、次に掲げる事項について定めます。

- 一 水産業及び漁村の振興に関する基本的な方針及び主要な目標
- 二 水産業及び漁村の振興に関する基本的施策
- 三 水産業及び漁村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

ウ 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ広く県民に意見を聴くとともに、議会の議決を経ることとします。

エ 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表します。

オ 知事は、毎年一回、基本計画に基づく施策等の実施状況について公表します。

カ 知事は、水産業及び漁村をめぐる情勢の変化を勘案し、おおむね五年ごと

に、基本計画の見直しを行い、必要な変更を加えるものとします。  
キ 上記ウ及びエの規定は、基本計画の変更について準用するものとします。

### 3 水産業及び漁村の振興に関する基本的施策

#### (1) 水産資源の維持及び増大並びに競争力のある養殖業の構築

##### ①水産資源の維持及び増大

- ア 県は、水産資源の適切な保存及び管理を図るため、科学的知見を踏まえた漁獲量及び漁獲努力量の管理、漁業者への指導及び監督、遊漁に係る秩序の形成、密漁対策その他の必要な措置を講じます。
- イ 県は、栽培漁業の推進を図るため、適正な規模による種苗の生産及び放流並びに放流した水産資源の保護その他の必要な措置を講じます。
- ウ 県は、水産資源に関する調査及び研究の推進を図るため、海況や漁況に関する調査及び研究その他の必要な措置を講じます。

##### ②競争力のある養殖業の構築

- ア 県は、安全で安心な養殖水産物の安定供給を図るため、まん延防止等の適切な疾病対策、養殖環境の保全、生産履歴情報の保管及び開示の促進その他の必要な措置を講じます。
- イ 県は、安定的かつ収益性の高い養殖経営の確立を図るため、養殖水産物の需要拡大、需要に見合った生産及び新たな技術の導入の支援その他の必要な措置を講じます。

#### (2) 多様な担い手の確保及び育成並びに経営力の強化

##### ①多様な担い手の確保及び育成

県は、水産業の多様な担い手の確保及び育成を図るため、水産業の魅力の発信、就業希望者の受入環境の整備、労働環境の改善、水産業と福祉の連携の促進、水産業者の漁業又は加工の技術並びに経営管理能力の向上その他の必要な措置を講じます。

##### ②安定した経営体の育成

県は、安定した経営体の育成を図るため、収益性の高い施設の導入、事業の共同化及び拡大の促進、地域の水産物の活用に関する漁業及び水産加工業の連携の促進その他の必要な措置を講じます。

### ③協同組合組織の経営の安定

県は、水産業に係る協同組合組織の経営の安定を図るため、組織及び事業の強化及び充実、合併等再編の促進その他の必要な措置を講じます。

### ④高い付加価値の創出

県は、本県産の水産物の競争力の強化を図るため、高付加価値化、六次産業化、観光等異業種との連携、衛生管理の高度化、流通の効率化、輸出促進その他の必要な措置を講じます。

## (3) 災害に強く生産性が高い水産基盤の整備及び活力ある漁村の構築

### ①水産業の基盤の整備

県は、災害に強く生産性が高い水産業の構築を図るため、漁港及び漁村の防災及び減災対策、漁港及び漁場並びに流通加工施設の整備その他の必要な措置を講じます。

### ②水産動植物の生育環境の保全、改善及び創造

県は、水産動植物の生育環境の保全、改善及び創造を図るため、藻場や干潟の造成、漁業者等が行う藻場や干潟等の保全活動の促進その他の必要な措置を講じます。

### ③活力ある漁村の構築

県は、活力ある漁村の構築を図るため、漁村文化の継承及び景観の保全等多面的機能の発揮、観光業との連携の強化、漁港施設等の利用秩序の形成及び有効活用の促進その他の必要な措置を講じます。

### ④内水面域の活性化

県は、内水面域の活性化を図るため、内水面資源の保全及び活用、漁場環境の保全及び管理その他の必要な措置を講じます。

## (4) その他

### ①技術の研究開発の推進及び普及

県は、水産に関する技術の研究開発の推進及び普及を図るため、国、大学、民間企業その他試験研究機関との連携の強化、水産分野に応用が可能な技術又は研究を活用した先端的な研究開発の推進及び成果の普及その他の必要な措置を講じます。

## ② 県民の理解の促進

県は、県民の水産業及び漁村の振興への理解を図るため、情報の提供、学習機会の充実、地産地消の推進、魚食の普及その他の必要な措置を講じます。